

報告第 11 号

令和4年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

令和4年度熊本県工業用水道事業会計の支出予算のうち、令和5年度に次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和4年度熊本県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						補助金等 受託金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 事業費	1 営業費用		円 23,102,000	円 12,981,186	円 9,909,005	円	円 8,881,000	円 1,028,005	円 211,809	円	
		遥拝頭首工等復 旧事業負担金	20,880,000	11,999,000	8,881,000		8,881,000				事業主体である国において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材の調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため。
		都呂々ダム管理 設備保守に係る 出入力装置修繕 業務	2,222,000	982,186	1,028,005			1,028,005	211,809		新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資材調達が困難となり、修繕に不測の日数を要したため。